

# 農水商工委員会資料

## (農林水産部所管分)

### ■付託議案

#### 【条例案】

- ①第132号議案 島根県森林環境譲与税基金条例
- ②第133号議案 島根県水と緑の森づくり基金条例の一部を改正する条例  
… P1 ~ P7

#### 【一般事件案】

- ①第152号議案 変更契約の締結について  
《西郷大橋地区 県営ふるさと農道整備事業 本橋耐震補強工事》 … P8

#### 【予算案】

- ①第123号議案 令和元年度島根県一般会計補正予算（第3号）[関係分]  
… P9 ~ P14

### ■報告事項

- ①島根県エコロジー農産物推奨制度の見直しについて（農産園芸課） … P15
- ②水田園芸の拡大等に伴う経営のセーフティーネット確保の推進について  
（農産園芸課） … P16
- ③島根県におけるため池対策の実施方針について（農地整備課） … P17 ~ P18
- ④県で所持している麻醉銃の管理について（森林整備課鳥獣対策室） … P19

令和元年12月10日

農 林 水 産 部



## 森林環境譲与税基金条例の制定及び水と緑の森づくり基金条例の一部改正について

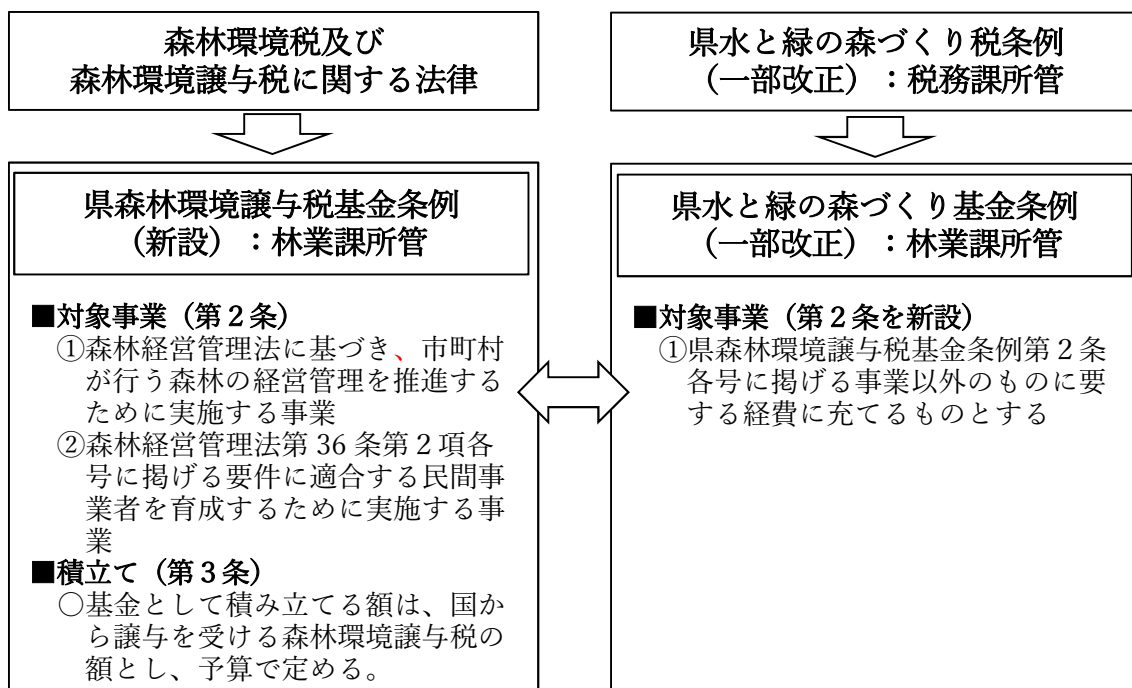
農林水産部  
〔林業課〕

### 1. 条例の制定及び一部改正の理由

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）」が本年 4 月 1 日から施行され、森林環境譲与税による事業が開始された（森林環境税の徴収は令和 6 年度から施行）。

そのため、鳥根県水と緑の森づくり税条例の改正に併せて、それぞれの税の用途を明確にするため、「鳥根県森林環境譲与税基金条例」を制定するとともに、「鳥根県水と緑の森づくり基金条例」の一部改正を行う。

### 2. 条例の制定及び一部改正の概要



〔現在実施している事業〕

- ・ 新たな森林管理システム推進体制整備事業（市町村のサポート）
- ・ 意欲と能力のある林業経営者育成強化対策（市町村を通じて森林経営を受託する経営者の育成）

〔予定している事業〕

- ・ 県民参加・生活環境を守る森づくり事業（人々の生活や営みに近い集落周辺及びその上流部の生活環境林の再生、県民参加の森づくり）
- ・ 森づくりの推進（水と緑の森づくり会議の開催、県民参加による森づくりへの専門家派遣、普及啓発活動）
- ・ 森と木を未来につなぐ取組（高校生等に向けた林業就業講座の実施、しまねの山をつくる種づくり・苗づくり、しまねの森と木の魅力を伝える取組）

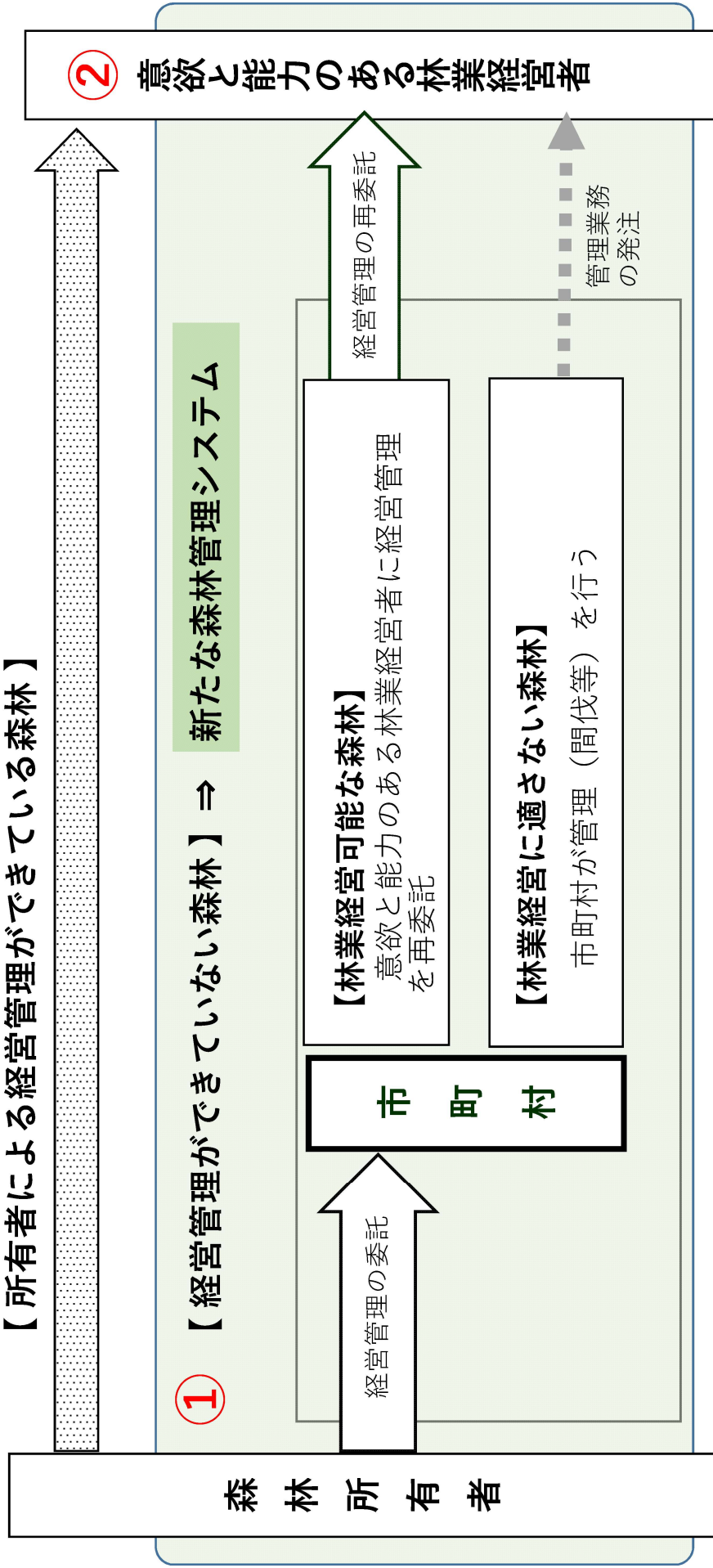
### 3. 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

# 森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムの概要

- (1) 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託し管理を行う。
- (2) 林業経営に適さない（再委託できない）森林においては、市町村が管理を行う。

【所有者による経営管理ができていない森林】



島根県水と緑の森づくり税次期対策の骨子 (案)

項目	内容	
目的	水資源のかん養、県土保全や緑の景観等すべての県民が等しく享受している、安全・安心で心豊かな生活に不可欠な水を育む緑豊かな森や緑を保全し、次世代に引き継いでいく	
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式	
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年1月1日現在で県内に住所がある個人</li> <li>・ 毎年1月1日現在県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人</li> </ul> </li> <li>○ 法人                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人等</li> </ul> </li> </ul>	
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人：年500円（現行の個人県民税均等割額 年1,500円に500円を加算）</li> <li>○法人：均等割額の5%相当額（1千円～4万円）</li> </ul>	
徴収方法	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(個人)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">個人事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">給与所得者</div> </div> <div style="margin: 5px 0;">↓ 特別徴収</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">雇用主</div> <div style="margin: 5px 0;">↓ 納入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">市町村</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(法人)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">法人事業者</div> <div style="margin: 5px 0;">↓ 申告納付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">県</div> </div> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>普通徴収 → 市町村 → 支払 → 県</p> </div>	
税収規模	205百万円程度	
税収用途 <small>※森林環境譲与税と用途をすみ分け</small>	県民参加・生活環境を守る森づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人々の生活や営みに近い集落周辺及びその上流部の生活環境林の再生</li> <li>・ 県民参加による森づくり事業</li> </ul>
	森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水と緑の森づくり会議の開催</li> <li>・ 県民参加による森づくりへの専門家の派遣</li> <li>・ 普及啓発活動</li> </ul>
	森と木を未来につなぐ取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校生等に向けた林業就業講座の実施</li> <li>・ しまねの山をつくる種づくり・苗づくり</li> <li>・ しまねの森と木の魅力を伝える取組</li> </ul>
税収の管理	島根県水と緑の森づくり基金条例に基づく基金に収納相当額を繰り入れ、基金の目的である水と緑の森づくりに支出する	
実施期間	5年間	

## 水と緑の森づくり税・事業について

島根県農林水産部林業課

### 1 制度の実績

水と緑の森づくり税収と水と緑の森づくり事業費の推移（百万円）

対 策		第 3 期対策					計
		H27	H28	H29	H30	R 元	
年 度							
税 収		203	204	207	208	209	1,031
基金積立額		196	200	198	199	200	993
事 業 費	1) 再生の森事業	133	121	122	112	127	615
	2) 県民参加の森づくり事業	43	48	45	44	45	225
	3) 森づくり推進事業	20	20	19	18	20	97

資料：林業課（R 元は見込み）

- 1) 10年以上適切に管理されていない人工林において不要木を伐採し、公益的機能が発揮できる森林への再生を実施。

再生の森事業の実績（ha）

	H27	H28	H29	H30	R 元	計
不要木伐採	653	569	619	572	570	2,983
侵入竹林伐採	5	3	2	1	2	13
竹林伐採	10	17	10	5	5	47

資料：林業課（R 元は見込み）

- 2) 県民自らが企画・立案した森づくりのための植栽活動や県産木材を使う取り組み、森林環境学習活動を支援

県民参加の森づくり事業の県民参加者数の実績（人数）

年度	H27	H28	H29	H30	R 元	計
参加人数	10,026	6,648	8,198	9,361	6,524	40,757

資料：林業課（R 元は見込み）

- 3) 森づくり活動に専門家を派遣する森づくりサポートや、県民からの事業に対する意見を聞くための「水と緑の森づくり会議」の開催、アンケートの実施や広報誌による情報発信。

# 水と緑の森づくり税次期対策パブリックコメント等について

区分	主な意見	県の考え	
全体	事業の実施	県民や企業にも定着しており大変有用であるため継続した方がよい。	税率や税額を据え置き、5年間の継続を考えています。
	森林環境譲与税との整理	森林環境譲与税による事業との整理が必要ではないか。	水と緑の森づくり事業と森林環境譲与税事業とが重複しないように、それぞれの事業の用途を条例で明確にします。
用途	県民参加・生活環境を守る森づくり事業	危険木除去、景観保全、獣害防止の点からも里山や生活環境を守る森づくりが必要ではないか。	管理者よる対策が義務づけられている森林を除き、税事業により里山や生活環境を守る森づくりを支援します。
		里山整備、林業体験、木工教室など地域住民が主体となって実施する取組にも支援が必要ではないか。	地域住民をはじめとした県民のみなさまが参加する取組への支援を行います。
		手入れ不足の人工林における不要木伐採は対象林齢を拡大してはどうか。	国の造林事業の活用等も含めて対応していきます。
		利用間伐への支援が必要ではないか。	原木販売によって収益が伴う取組はこの対策の対象外としています。
		竹林対策は、数年にわたる取り組みが必要ではないか。	場所によっては竹林対策を数年に渡って実施する必要があるようですので、必要に応じて支援を行う考えです。
		地域で取組む小さな林業に対する支援が必要ではないか。	収益を伴う林業活動への支援はこの対策の対象外としています。
森づくりの推進	税事業に対する県民の理解や参加を促進する必要があるのではないか。	森林の大切さや、それを守る重要性を県民が理解し、森づくりに参加するようPRに努めます。	
	森づくり活動の取組みを支援する専門的なスタッフの育成が必要ではないか。	県民参加による森づくりを技術的にサポートするために、指導できる人材の育成を進めます。	

使 途	森と木を未 来につなぐ 取組	林業の担い手を確保するため、 高等学校と連携した取組が必要で はないか。	高等学校等と連携し、学ぶ機会 や林業作業体験を実施します。
		児童、生徒などを教育現場で教 える教職員に林業を理解してもら うことが必要ではないか。	教職員を対象とした林業体験、 勉強会などを開催します。
		木材を加工したり製品の製造を 行う民間企業と連携した取組も支 援を行うべきではないか。	民間企業による木材製品の開発 や製品の製造は、別途、木材利用 対策により対応します。
		県民が林業を体験したり学ぶよ うな拠点が必要ではないか。	県立ふるさと森林公園等の充実 や体験機会の提供を行います。

## 【参考】

### 1. パブリックコメント

#### (1) 募集期間

令和元年10月1日～31日

#### (2) パブリックコメントの実施方法

県ホームページ、県情報公開センター、県情報コーナーで骨子(案)を  
公開し、電子メール、ファクシミリ、郵便で意見を受け付けた。

#### (3) 意見提出状況

・提出件数 7件（個人4、団体3）

### 2. 市町村・林業関係団体等からの意見徴収

#### (1) 募集期間

令和元年10月31日～11月8日

#### (2) 意見聴取の実施方法

市町村、林業関係団体、県森林審議会委員、県水と緑の森づくり委員へ  
骨子(案)を公開し、電子メール、ファクシミリ、郵便で意見を受け付けた。

#### (3) 意見提出状況

・提出件数 27件（市町9、団体8、委員10）



## 島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例の概要

総務部税務課

## 1 改正の理由

現行の島根県水と緑の森づくり税条例は、個人にあっては令和元年度分をもって、法人にあっては令和2年3月31日をもって課税の適用期間が終了することから、それぞれ5年間延長するため、所要の改正をする必要がある。

## 2 条例の概要

趣旨 (要約)	すべての県民が等しく享受している公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、水と緑の森づくりに関する施策に要する費用に充てるため
課税方式	個人の県民税及び法人の県民税の均等割の超過課税方式
納税義務者	○個人：毎年1月1日現在で県内に住所がある個人 ○法人：県内に事務所、寮、宿泊所などがある法人
税率 (超過部分)	○個人：年500円（県民税の均等割額年1,500円に500円を加算） ○法人：均等割額の5%相当額（資本金の額により1千円～4万円）
徴収方法	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(個人)</p> <p>個人事業者</p> <p>給与所得者</p> <p>↓ 特別徴収</p> <p>雇用主</p> <p>↓ 納入</p> <p>市町村</p> <p>普通徴収 →</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(法人)</p> <p>法人事業者</p> <p>↓ 申告納付</p> <p>県</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">市町村 → 支払 → 県</p>
税収の管理	各年度の税収から市町村へ交付する徴収取扱費を控除した額を「島根県水と緑の森づくり基金」に繰り入れ、水と緑の森づくりに関する施策に要する経費に充当
適用期間 (現行)	○個人：平成17年度から令和元年度までの各年度分の均等割 ○法人：平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度等の均等割

## 3 改正の内容

超過課税の適用期間を5年間延長する。

個人	令和元年度まで	→	令和6年度まで
法人	令和2年3月31日まで	→	令和7年3月31日まで

## 4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

## 5 税収見込

令和2年度～令和6年度 約10億円（単年度 約2億円）

## 変更契約の締結について

農林水産部  
[農地整備課]

番号	工事名	位置	工事の概要	工期
第 152 号	西郷大橋地区 県営ふるさと農道整備事業 本橋耐震補強工事	隠岐郡 隠岐の島町 港町地内外	橋長 271 m 耐震補強工事	R3. 3. 26
	変更の概要		変更理由	
	契約	契約の相手方		
	・ 契約金額の変更 1,616,220,000 円 ↓ 1,646,150,000 円 (29,930,000 円 増額)	ショーボンド建設(株) ・ (株)横河ブリッジ特別共同企業体  代表者 広島市佐伯区皆賀 3 丁目 2 番 30 号 ショーボンド建設株式会社 中国支店 支店長 平尾 兼作  構成員 広島市南区京橋町 1 番 23 号 株式会社横河ブリッジ 広島営業所 所長 宮本 弘幸  (R 元. 10. 28 仮契約)	主な理由 ・ 消費税増税に伴う増額 消費税率改正 (8%→ 10%) に伴い、契約金額 を変更するもの。	

## 農林水産部 令和元年度11月補正予算の概要

### 1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
款2. 総務費	15,934	0	15,934	100.0
款6. 農林水産業費	44,240,643	18,000	44,258,643	100.0
款11. 災害復旧費	3,036,302	0	3,036,302	100.0
部合計	47,292,879	18,000	47,310,879	100.0

### 2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	723,526	0	723,526	100.0
	農業経営課	6,750,972	0	6,750,972	100.0
	農産園芸課	3,228,756	0	3,228,756	100.0
	畜産課	1,783,132	0	1,783,132	100.0
	しまねブランド推進課 (農林水産業費)	261,991	0	261,991	100.0
	農村整備課	5,049,365	0	5,049,365	100.0
	農地整備課	10,000,032	0	10,000,032	100.0
	(小計)	27,797,774	0	27,797,774	100.0
林 業	林業課	6,054,673	0	6,054,673	100.0
	森林整備課	6,987,155	0	6,987,155	100.0
	(小計)	13,041,828	0	13,041,828	100.0
水 産 業	水産課	2,658,664	18,000	2,676,664	100.7
	漁港漁場整備課	3,794,613	0	3,794,613	100.0
	(小計)	6,453,277	18,000	6,471,277	100.3
部合計	47,292,879	18,000	47,310,879	100.0	

### 3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
農林漁業改善資金	765,084	0	765,084	100.0
中海水中貯木場	17,116	0	17,116	100.0
部合計	782,200	0	782,200	100.0

## (1) 公共事業 (①~⑤の計)

(単位：千円)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比 較 (%) (C)/(A)
公共事業 (①~⑤の計)	21,567,748	0	21,567,748	100.0

## ① 補助公共

(単位：千円)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比 較 (%) (C)/(A)
畜 産 課	149,539	0	149,539	100.0
農 村 整 備 課	2,881,382	0	2,881,382	100.0
農 地 整 備 課	5,390,834	0	5,390,834	100.0
森 林 整 備 課	3,518,052	0	3,518,052	100.0
漁 港 漁 場 整 備 課	2,998,531	0	2,998,531	100.0
合 計	14,938,338	0	14,938,338	100.0

## ② 県単公共

(単位：千円)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比 較 (%) (C)/(A)
農 村 整 備 課	100,776	0	100,776	100.0
農 地 整 備 課	881,336	0	881,336	100.0
森 林 整 備 課	349,494	0	349,494	100.0
漁 港 漁 場 整 備 課	121,859	0	121,859	100.0
合 計	1,453,465	0	1,453,465	100.0

## ③ 受託事業

(単位：千円)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比 較 (%) (C)/(A)
農 村 整 備 課	53,550	0	53,550	100.0
農 地 整 備 課	14,700	0	14,700	100.0
漁 港 漁 場 整 備 課	4,200	0	4,200	100.0
合 計	72,450	0	72,450	100.0

④ 災害関連公共事業

(単位：千円)

項 目	補正前の額	補正額	計	比較(%)
	(A)	(B)	(C)	(C)/(A)
農地整備課	598,549	0	598,549	100.0
補助	342,549	0	342,549	100.0
県単	256,000	0	256,000	100.0
森林整備課	1,448,300	0	1,448,300	100.0
補助	844,700	0	844,700	100.0
県単	603,600	0	603,600	100.0
漁港漁場整備課	111,000	0	111,000	100.0
補助	89,000	0	89,000	100.0
県単	22,000	0	22,000	100.0
合 計	2,157,849	0	2,157,849	100.0
補助	1,276,249	0	1,276,249	100.0
県単	881,600	0	881,600	100.0

⑤ 災害復旧事業

(単位：千円)

項 目	補正前の額	補正額	計	比較(%)
	(A)	(B)	(C)	(C)/(A)
農地整備課	2,241,646	0	2,241,646	100.0
森林整備課	516,000	0	516,000	100.0
漁港漁場整備課	188,000	0	188,000	100.0
合 計	2,945,646	0	2,945,646	100.0

(2) 一般事業

(単位：千円)

	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
農林水産総務課	721,887	0	721,887	100.0
農業経営課	6,743,438	0	6,743,438	100.0
農産園芸課	3,227,783	0	3,227,783	100.0
畜産課	1,631,499	0	1,631,499	100.0
しまねブランド推進課 (農林水産業費)	261,719	0	261,719	100.0
農村整備課	2,011,248	0	2,011,248	100.0
農地整備課	871,103	0	871,103	100.0
(小計)	15,468,677	0	15,468,677	100.0
林業課	6,051,922	0	6,051,922	100.0
森林整備課	1,153,006	0	1,153,006	100.0
(小計)	7,204,928	0	7,204,928	100.0
水産課	2,655,964	18,000	2,673,964	100.7
定置網漁業強靱化事業	0	18,000	18,000	[財源] 県18,000
漁港漁場整備課	369,953	0	369,953	100.0
(小計)	3,025,917	18,000	3,043,917	100.6
合計	25,699,522	18,000	25,717,522	100.1

(3) 特別会計

(単位：千円)

	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
農業改良資金	36,420	0	36,420	100.0
林業改善資金	233,482	0	233,482	100.0
林業就業促進資金	90,765	0	90,765	100.0
沿岸漁業改善資金	404,417	0	404,417	100.0
(小計)	765,084	0	765,084	100.0
中海水中貯木場	17,116	0	17,116	100.0
合計	782,200	0	782,200	100.0

債務負担行為 ※議案その一 P.14

(変更分) 基幹農道整備事業費

繰越明許費

【一般会計】

(単位：千円)

課名	繰越限度額	11月補正	件数	繰越理由					
				補助決定遅延	用地買収遅延	資材入手困難	関連事業遅延	設計変更	その他
農林水産部計	3,152,084	3,152,084	55	0	22	0	3	30	0
農村整備課	319,675	319,675	6					6	
農地整備課	864,600	864,600	12		4			8	
森林整備課	1,354,409	1,354,409	32		18		2	12	
漁港漁場整備課	613,400	613,400	5				1	4	

## 定置網漁業強靱化事業

農林水産部  
[水産課]

### 1. 背景

- 本年9月に発生した台風17号により急激な潮の流れが発生し、県内定置網漁業経営体26の4割以上にあたる11経営体で漁網が破損する等の大きな被害が発生。
- 定置網漁業は、本県の漁業生産のみならず、漁村の維持発展に欠かせない重要な漁業であるとともに、近年は、新規就業者の研修の場としても重要な役割を果たしている。
- 今後も発生が予想される台風による被害を軽減し、将来に向けて災害に強い定置網漁業が展開されるよう支援が必要。

### 2. 事業概要

- 被害を受けた経営体が、漁網を再設置する際に同種の被害の軽減を目的として実施する海底地形や潮流の調査（潜水調査等）に係る費用を補助する。
- また、災害予防の観点から、今回被害を受けていない経営体が上記調査を行う場合にも補助の対象とする。

#### ①補助率

被害を受けた経営体	1 / 2
それ以外の経営体	1 / 3

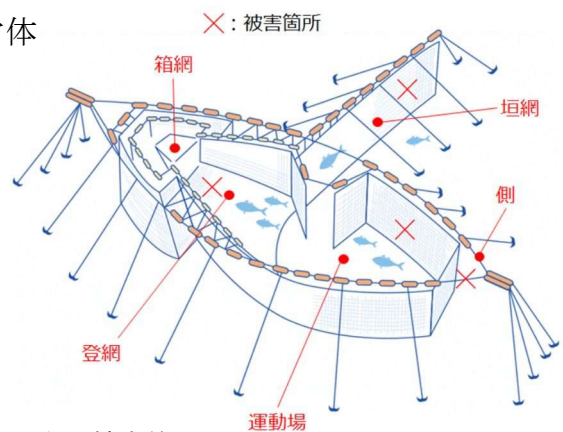
#### ②補助金上限

被害を受けた経営体	2,000千円
それ以外の経営体	1,000千円

#### ③補助対象者 県内で定置網漁業を営む経営体

### 3. 11月補正予算額 18,000千円

・補助金 18,000千円



定置網の見取り図と主な被害箇所



## 島根県エコロジー農産物推奨制度の見直しについて

農林水産部  
[農産園芸課]

### 1. 見直しの背景

- 平成 12 年から実施してきた本制度は、環境にやさしい農業の取組拡大に一定の成果があったが、取組件数は平成 24 年度をピークに減少し、頭打ちの状況。
- こうした中、島根創生計画において、県として「有機農業の拡大」と「美味しまね認証・GAP の普及」を重点的に進め、島根の強みを活かした特色ある生産と販売の促進を図ることとしたところ。
- この方針に即して、エコロジー農産物制度についても、有機農業やGAPの実践へのステップアップにつながっていくような制度に見直す。
- なお、本年 6 月に推奨マークの不適正使用が判明し、本制度全体の信頼性が損なわれ、制度に取り組む多くの生産者にも迷惑が及んだことを踏まえ、見直し後は、エコロジー生産に取り組む農業者が自ら責任をもって表示等を行う制度としていく方針。

### 2. 見直しの方向性

- 国の特別栽培農産物に関する制度を参考に、県がエコロジー農産物に関する基準（ガイドライン）を策定し、生産者自らがこの基準に則した生産活動を行う制度とする。

#### 【新制度のフレーム】

- ガイドラインは、現行のエコロジー農産物の栽培基準と同レベルとする。
- 現行制度取組者のレベルアップに向け、以下の支援を強化する。
  - ・不使用生産者\*を始めとした取組者について、相談指導や取得費助成などにより、有機 JAS 認証への移行を支援。
  - ・取組の信頼性を高める有効な手段となり得る「美味しまね認証（GAP）」について、審査指導体制の強化等により、取得を支援。

※不使用＝栽培期間中、化学合成農薬と化学肥料を全く使用しないこと

- 現在の推奨マークは廃止する。
- 令和 2 年から 3 年間運用した上で、必要な見直しを行う。

### 3. スケジュール（予定）

- 令和 2 年 10 月末まで現行制度での推奨を審査（推奨期間は最長で令和 3 年 10 月末まで）
- 令和 2 年 11 月からガイドライン制度へ移行

今後、農業者や関係機関等に対し、見直しの考え方を丁寧に説明しながら進める予定。

## 水田園芸の拡大等に伴う経営のセーフティネット確保の推進について

農林水産部  
[農産園芸課]

### 1. 背景

- 県では、農業産出額 100 億円の増加をめざし、水田園芸の拡大を進めている。
- 近年、台風等による甚大な農業被害が毎年のように発生。また、国においては平成 31 年 1 月から農業経営収入保険などの制度創設等があり、こういった情勢の変化に的確に対応する必要がある。

### 2. 主な取り組み

#### (1) 園芸施設共済の加入促進

- ①鉄骨等の部材費や人件費の上昇に伴い、災害時の施設復旧に必要な\*事業費が増大している。関係機関、団体、生産者に対して制度を周知し、\*未加入者への加入推進を強化。

〔 \*10a 当たりのパイプハウス標準事業単価は H30 年度までの 10 年間で約 6 割程度上昇  
\*園芸施設共済制度への加入率（加入農家数／ハウス設置農家数）は 48.6%程度にとどまっている（H30 年度実績：島根県農業共済組合調べ） 〕

- ②県が実施するハウス整備事業やリースハウスのリース料補助などについて、園芸施設共済等の加入を事業実施の要件化。

#### (2) 農業経営収入保険への加入促進

- ①現行の野菜価格安定制度は、市場出荷された野菜の市場価格の下落のみに対応し、担い手が生産するすべての品目への対応ができない。
- ②全ての農産物が対象で、気象災害や市場外流通も含めた収入減少を補填する農業経営収入保険に担い手全員が加入することを目指し、関係機関、団体、生産者等に対して推進の考え方、必要な手続等を周知。
- ③加入要件である青色申告への移行に向けた研修会、講習会等の支援を拡充。

なお、農業経営収入保険の加入促進とあわせて、令和 4 年度から野菜価格安定支援事業（県単）については廃止することとし、今後の調整を進める。

〔 【参考：農業経営収入保険制度の概要】  
・基準収入の 9 割を下回った場合に、差額の 9 割を補填（最大） 〕

## 島根県におけるため池対策の実施方針について

農林水産部  
[農地整備課]

### 1. 背景

○新たな選定基準により、本年5月に県内の防災重点ため池を再選定した結果、県内の防災重点ため池が236箇所から1,305箇所と大幅に増加したことを受け、今後の対策を進めるための「島根県におけるため池対策実施方針」を策定し、令和元年10月に市町村に提示。

### 2. 対策の進め方

#### ○概要

すべての防災重点ため池を対象として今後の対策を「早急に実施する対策」と「優先度を付けて実施する対策」に区分。

区分	主な対策
早急に実施する対策	ため池マップ作成・公表
	ハザードマップ作成・周知
優先度を付けて実施する対策	耐震・豪雨調査
	改修（全面・部分）
	統合・廃止

#### ○対策の優先度（別紙参照）

下流への影響度とため池の健全度を総合的に評価（A～Cの3段階で評価）

- ・影響度：決壊した場合の下流の家屋や公共施設への影響を評価
- ・健全度：洪水吐の流下能力、堤体の耐震性、ため池の老朽度等を評価

### 3. 今後の対応

- 「早急に実施する対策」については、令和2年度を目途に実施。
- 「優先度を付けて実施する対策」については、優先度Aのため池は概ね3年以内、優先度Bのため池は概ね6年以内を目途に実施する計画であり、現在市町村と調整中。

# 防災重点ため池の対策優先度

## 1. 影響度の考え方

決壊した場合の下流への影響について、下記項目で評価

- 1) 防災重点ため池の選定区分（新たな選定基準）
  - ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
  - ②ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000t以上のもの
  - ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000t以上のもの
  - ④上記以外で、県及び市町村等が特に必要と認めるもの
- 2) 浸水区域内の公共施設（学校、病院、公民館等）の有無
- 3) ため池の貯水量

## 2. 健全度の考え方

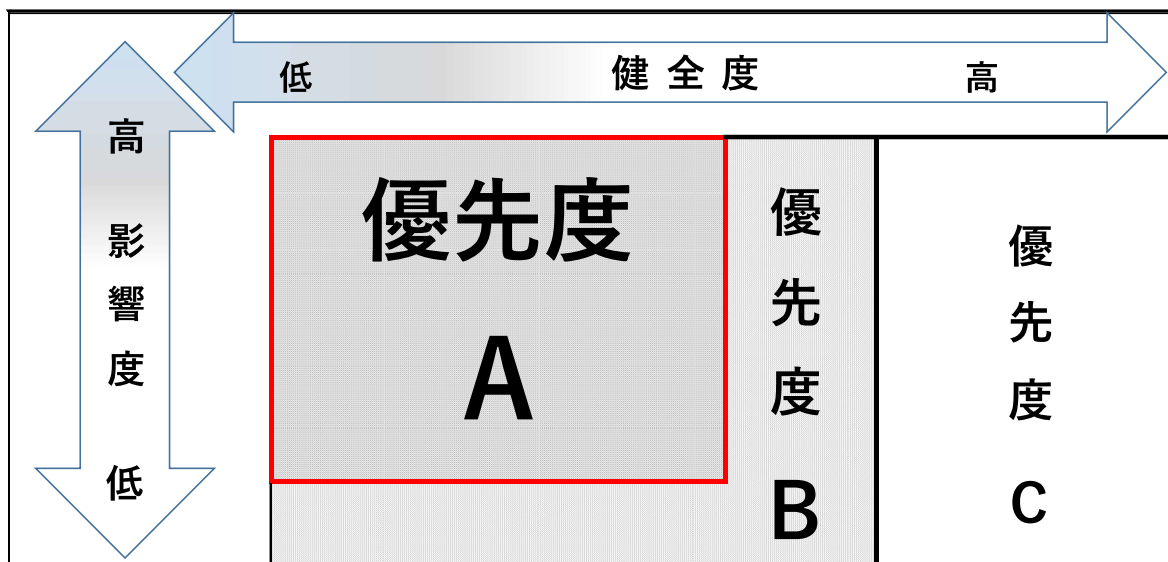
ため池の健全度について、下記項目で評価

- 1) 洪水吐の流下能力
- 2) 堤体の耐震性
- 3) ため池の老朽度

## 3. 優先度の考え方

○優先度評価：影響度と健全度を総合的に評価し、3段階に分類し対策を講じる

【対策優先度判定表】



- 優先度 A：影響度「中～高」、健全度「低～中」（75箇所）
- 優先度 B：影響度「低～高」、健全度「低～中」（54箇所）
- 優先度 C：影響度「低～高」、健全度「高」（1,176箇所）

※箇所数は現時点での数字であり、今後の調査（豪雨・耐震等）結果や改修、統合・廃止の状況により順次見直す。

## 県で所持している麻醉銃の管理について

農林水産部  
[森林整備課]

### 1. 概要

西部農林振興センター県央事務所と中山間地域研究センターにおいて、警察から所持の許可を受けた鳥獣対策用麻醉銃と別の麻醉銃を管理（取り違え）していたことが判明

### 2. 判明経過

令和元年 12 月 4 日（水）、業務中に県央事務所の職員が所持許可を受けている番号と事務所で所持している麻醉銃の番号が一致しないことに気付く

### 3. 取り違えた原因

現時点では不明

### 4. これまでの対応

- ・取り違えた麻醉銃については本来許可を受けている事務所に戻し、保管
- ・麻醉銃の所持許可を受けている全事務所で再点検し、全て所持許可を受けている銃であること確認
- ・所持許可を受けている警察署に説明

### 5. 今後の対応

- ・麻醉銃の使用時に複数名で所持許可証と麻醉銃の番号の確認
- ・現在の上記の内容を含めた麻醉銃の取扱要領を改正し、管理徹底を行う

[参考] 取り違えていた銃の今年度使用実績

中山間地域研究センター	1 回
西部農林振興センター県央事務所	6 回



取り違えた麻醉銃（県央事務所）全長約 1m